

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>木材保存剤等性能審査規程</u></p> <p style="text-align: center;">公益財団法人日本住宅・木材技術センター</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(審査)</p> <p>第6条 センター理事長は、前条による審査の申請があった場合には、第9条の当該審査申請書の付属資料(1)～(12)を前提とし、付属資料(5)の使用方法的範囲内における第7条各号の保存性能及び安全性について審査するものとする。</p> <p>2 審査にあたっては、第12条に規定する木材保存剤等性能審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 センター理事長は、審査が終了したときは、速やかにその結果を審査結果報告書(様式2)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(審査項目)</p> <p>第7条 審査項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材保存剤等の保存に関する性能（以下、「保存性能」という。）</p> <p>(2) 配合成分及び製品の人畜及び環境に対する安全性（以下、「安全性」という。）</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(木材保存剤等性能審査委員会)</p> <p>第12条 センターは、木材保存剤等の性能審査を行うため、中立的立場の学識経験者等で構成する審査委員会を設置するものとする。</p> <p>2 審査委員会はセンター理事長の諮問に基づき、次の事項について審議し、その結果をセンター理事長に答申するものとする。</p> <p>(1) 第7条各号に規定する事項</p> <p>(2) 審査に関わる技術面からの規格・基準見直し立案に関する事項</p> <p>3 審査委員会の委員の定数は10名以内とし、中立的立場の学識経験者等の中からセ</p>	<p style="text-align: center;"><u>木材保存剤等性能審査規程</u></p> <p style="text-align: center;">公益財団法人日本住宅・木材技術センター</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(審査)</p> <p>第6条 センター理事長は、前条による審査の申請があった場合には、第9条の当該審査申請書の付属資料(1)～(12)を前提とし、付属資料(5)の使用方法的範囲内における第7条各号の保存性能及び安全性について審査するものとする。</p> <p>2 審査にあたっては、第12条に規定する木材保存剤等性能審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 センター理事長は、審査が終了したときは、速やかにその結果を審査結果報告書(様式2)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(審査項目)</p> <p>第7条 審査項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材保存剤等の保存に関する性能（以下、「保存性能」という。）</p> <p>(2) 配合成分及び製品の人畜及び環境に対する安全性（以下、「安全性」という。）</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(木材保存剤等性能審査委員会)</p> <p>第12条 センターは、木材保存剤等の性能審査を行うため、中立的立場の学識経験者等で構成する審査委員会を設置するものとする。</p> <p>2 審査委員会はセンター理事長の諮問に基づき、第7条各号について審議し、その結果をセンター理事長に答申するものとする。</p> <p>3 審査委員会の委員の定数は9名以内とし、中立的立場の学識経験者等の中からセン</p>

ンター理事長が人選し、委嘱するものとする。ただし、前項(1)の議題においては、当該案件に利害関係を有する委員は、審議に参加することはできない。

- 4 委員の任期は3年とし、再任できるものとする。ただし、任期の途中で交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センターは、必要に応じて審査委員会に専門部会を設置し、審議できるものとする。専門部会の委員の委嘱、任期等は前2項に準じて行うものとする。
- 6 センター理事長は、申請製品の審査を行うに当たり、特定の性能または安全性の審査に必要が生じた場合には臨時委員を任命することができる。

(審査委員会の運営)

- 第13条 審査委員会は、センター理事長が招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。
- 2 委員長は、委員の互選により選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。
 - 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。
 - 4 専門部会は、前3項に準じて運営するものとする。専門部会には、委員長の代わりに主査を置くものとする。
 - 5 専門部会主査は、審査委員会において専門部会の審議結果の報告を行うものとする。

第14条 (略)

(秘密保持義務)

- 第15条 第12条の審査委員及びセンターの役職員であった者は、本規程に基づく審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(雑則)

- 第16条 この規程に基づく業務の執行に必要な事項については、別に定めるものとする。
第17条 この規程に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(付則)

- 1 この規程は平成19年7月17日から施行する。

ター理事長が人選し、委嘱するものとする。ただし、審査申請製品の性能試験成績書を発行した指定試験機関に属する委員は、当該申請製品の審査を行うことはできないものとする。

- 4 委員の任期は3年とし、再任できるものとする。ただし、任期の途中で交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター理事長は、申請製品の審査を行うに当たり、特定の性能または安全性の審査に必要が生じた場合には臨時委員を任命することができる。

(審査委員会の運営)

- 第13条 審査委員会は、センター理事長が招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。
- 2 委員長は、委員の互選により選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。
 - 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。

第14条 (略)

(雑則)

- 第15条 この規程に基づく業務の執行に必要な事項については、別に定めるものとする。
第16条 この規程に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(付則)

- 1 この規程は平成19年7月17日から施行する。

2 別添2の加圧処理用薬剤及び保存処理材料の防腐性能に係るファンガスセラータ験結果及び野外試験結果については、第10条の規定にかかわらず、経過措置として平成22年9月まで自社試験方法による自社試験結果の提出を可とする。

(付則)

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

制定	平成19年7月17日	住木技発19第224号
改訂	平成20年1月24日	住木技発20第020号
	平成20年6月17日	住木技発20第228号
	平成25年4月1日	住木技発25第013号
	平成28年2月1日	住木技発28第2号

2 別添2の加圧処理用薬剤及び保存処理材料の防腐性能に係るファンガスセラータ験結果及び野外試験結果については、第10条の規定にかかわらず、経過措置として平成22年9月まで自社試験方法による自社試験結果の提出を可とする。

制定	平成19年7月17日	住木技発19第224号
改訂	平成20年1月24日	住木技発20第020号
	平成20年6月17日	住木技発20第228号
	平成25年4月1日	住木技発25第013号